

船舶事故調査報告書

平成29年1月26日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成28年7月15日 09時32分ごろ
発生場所	香川県坂出市坂出港北方沖（備讃瀬戸東航路） 小瀬居島灯台から真方位056° 1.1海里付近 （概位 北緯34° 23.1′ 東経133° 52.1′）
事故の概要	貨物船HONG QIAOは、東北東進中、また、漁船長裕丸は、南進中、両船が衝突した。
事故調査の経過	平成28年7月19日、主管調査官（広島事務所）を指名原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 貨物船 HONG QIAO（ベリーズ籍）、1,972トン 9390800（IMO番号）、HONG QIAO SHIPPING CO., LTD B 漁船 長裕丸、4.73トン KA3-15990（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A（中華人民共和国籍）、締約国資格受有者承認証 船長（ベリーズ発給） B 船長B、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	A 左舷船尾部外板に擦過傷 B 右舷船首外板が脱落
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 西、風速 約7.5m/s、視界 良好 海象：潮汐 下げ潮の初期、潮流 東流約1.5ノット(kn)
事故の経過	A船は、船長Aほか10人（中華人民共和国籍9人、ベトナム共和国籍1人）が乗り組み、船長Aが操船指揮をとり、約11.5knの対地速力で備讃瀬戸東航路を東北東進していた。 船長Aは、B船を視認した後、B船がA船の船尾方を通過するものと思い、航行を続けていたところ、B船が至近に迫り、B船との衝突の危険を感じて右舵一杯としたが、B船と衝突した。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、機関のクラッチが前進に入っていることに気付かないで、前部甲板で魚の選別作業をしながら南進していたところ、A船と衝突した。
分析	A船は、船長Aが、B船がA船の船尾方を通過するものと思い、B船に対する見張りを適切に行っていなかったことから、B船と衝突のおそれのある態勢で接近していることに気付くのが遅れたものと考えられる。 B船は、船長Bが、前部甲板で魚の選別作業をしていて、周囲の見張りを適切に行っていなかったことから、接近するA船に気付かなか

	ったものと考えられる。
原因	本事故は、備讃瀬戸東航路において、A船が東北東進中、B船が南進中、船長Aが、B船に対する見張りを適切に行っておらず、また、船長Bが、周囲の見張りを適切に行っていなかったため、両船が衝突したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none">・ 他船と接近する場合には、適切な時機に衝突を避けるための動作をとること。・ 常時適切な見張りを行うこと。